○彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成29年4月1日告示第102号) |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成30年4月1日告示第121号 | 令和3年12月1日告示第264号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、介護を必要とする人が安心して質の高い介護サービスを利用できるよう、市内の介護施設等で活躍する介護サービス従事者の確保および資質の向上を図るため、介護福祉士の資格の取得に向けた研修を受講する者に対し、予算の範囲内で彦根市介護福祉士育成応援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　実務者研修　地方厚生(支)局長の指定を受けた実務者養成施設が行う介護福祉士実務者研修をいう。

(2)　介護施設等　老人福祉法(昭和38年法律第133号)または介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事業を実施する事業所をいう。

(交付対象者)

第3条　補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1)　第5条の規定による交付申請の年度の翌々年度の末日までに介護福祉士の国家試験を受験するため、当該交付申請の年度に実務者研修を受講し、および修了する見込みがあること。

(2)　市内の介護施設等に勤務していること。

(3)　国、県その他の機関から当該実務者研修の受講料について助成等を受けていないこと。

(4)　納期限が到来している市税、介護保険料および国民健康保険料(税)に未納がないこと。

(補助金の額等)

第4条　交付対象者1人につき、補助金の交付は1回限りとし、補助金の額は次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　市内に住所を有する者　実務者研修の受講料の4分の3に相当する額(当該額が150,000円を超える場合は、150,000円)

(2)　市外に住所を有する者　実務者研修の受講料の2分の1に相当する額(当該額が100,000円を超える場合は、100,000円)

2　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、彦根市介護福祉士育成応援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　実務者研修に係る課程、受講料等の内容が確認できる書類

(2)　市内の介護施設等に勤務していることが分かる資料

(3)　誓約書(別記様式第1号の2)

(交付決定等)

第6条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、彦根市介護福祉士育成応援補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により交付決定をするときは、次に掲げる条件その他交付に必要と認める条件を付すものとする。

(1)　翌々年度の末日までに介護福祉士の国家試験を受験すること。

(2)　翌年度以降3箇年度において市内の介護施設等において勤務すること。

(実績報告)

第7条　前条の規定による交付決定を受けた者は、実務者研修の受講終了後、速やかに、彦根市介護福祉士育成応援補助金事業実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)　実務者研修の受講の許可に関する書類の写し

(2)　実務者研修受講修了証の写し

(3)　領収書の写し等受講料の支払を確認できる書類

(4)　市税、介護保険料および国民健康保険料(税)に未納がないことを証明する書類

(補助金額の確定)

第8条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、彦根市介護福祉士育成応援補助金確定通知書(別記様式第4号)により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条　前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた者は、彦根市介護福祉士育成応援補助金交付請求書(別記様式第5号)により補助金の交付を請求するものとする。

(概算払)

第10条　市長は、必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(確認書類の提出)

第11条　補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める時期に市長に提出しなければならない。

(1)　補助金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までに介護福祉士の国家試験の受験を申し込んだことが分かる書類　申し込んだ年度内

(2)　補助金の交付を受けた年度の翌年度以降3箇年度において市内の介護施設等に勤務していることを証する施設長が発行する証明書　当該勤務に係る年度の翌年度の4月末日まで

(補助金の返還)

第12条　市長は、第6条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じることができる。

(1)　当該年度内に実務者研修の受講を修了しなかったとき。

(2)　交付決定の日の属する年度の翌々年度の末日までに介護福祉士の国家試験を受験しなかったとき。

(3)　交付決定の日の属する年度の翌年度以降3箇年度において市内の介護施設等に勤務しなかったとき。

(4)　偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5)　その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付　則(平成30年4月1日告示第121号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

1　この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2　改正後の彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

付　則(令和3年12月1日告示第264号)抄

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

1　この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

彦根市介護福祉士育成応援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第1号の2(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

彦根市介護福祉士育成応援補助金交付決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

彦根市介護福祉士育成応援補助金事業実績報告書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

彦根市介護福祉士育成応援補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

彦根市介護福祉士育成応援補助金交付請求書

[別紙参照]